

7 世保認調第 4 3 号  
令和 7 年 5 月 1 3 日

各保育所施設長 様

世田谷区子ども・若者部長 松本 幸夫  
(公印省略)

令和 7 年度施設調査書（私立認可保育所）の提出について（依頼）

日頃より、保育所事業運営にご尽力いただき、誠にありがとうございます。  
標記の件につきまして、世田谷区が認可する保育所の現況を把握し、実地検査の資料とするため、下記のとおり、施設調査書を作成してご提出くださいますようお願いいたします。  
なお、本通知は、令和 7 年 7 月以降に一般指導検査を実施する施設にお送りしています。

## 記

### 1 施設調査書の記入上の注意点

(1) 施設調査書の作成時点は、原則として、令和 7 年 4 月 1 日現在とします。

会計経理関係は、令和 6 年度決算時点となります。提出日時点において理事会の承認等による決定がなされていない場合におきましても、令和 6 年度決算時点の内容で  
ご記入ください。

(2) 令和 7 年 4 月以降開設の事業所については、令和 6 年度実績の記入は不要です。

(3) 本調査書は、次のような用途に用いますので、あらかじめご承知おきください。

- ① 情報開示を請求される区民等に対して、個人に関する情報等を除き開示することがあります。
- ② 関係各課から情報提供の依頼があった場合、本調査書を提供することがあります。
- ③ 指導検査の実施にあたり参考図書とするほか、公認会計士等に貸し出し、分析を依頼することがあります。

### 2 提出書類

『令和 7 年度施設調査書（私立認可保育所）』をデータ（エクセルファイル）で  
ご提出ください。

※世田谷区の施設調査書は、東京都の同調査書に準拠して作成しておりますが、  
区独自で内容の修正または項目の追加をしている箇所があります。

(7 ページのイ保育士必要数算出表、17 ページの 1 (1) みなし保育士、18  
ページの 3 (3) 児童の権利擁護)

### 3 提出期限

令和7年6月10日(火)

### 4 作成方法

世田谷区ホームページから、『令和7年度施設調査書(私立認可保育所)』をダウンロードし、全シートタブ(28ページ)に入力してください。

#### 【区ホームページの掲載場所】

トップページ>子ども・教育・若者支援>保育園・幼稚園など>保育>保育施設等の指導検査>認可保育園等>保育所・幼保連携型認定こども園・家庭的保育事業等の指導検査について (<https://www.city.setagaya.lg.jp/01044/1632.html>)

### 5 提出方法

作成済みのデータを、世田谷区保育認定・調整課あてメールでご提出ください。

メールの件名は、『【保育園名】令和7年度施設調査書(私立認可保育所)の提出』としてください。

※【】内に保育園名の入力をお願いします。

提出先メールアドレス：[SEA01044@mb.city.setagaya.tokyo.jp](mailto:SEA01044@mb.city.setagaya.tokyo.jp)

※例年、保育課あてに送信されるケースが見受けられますので、お間違えないようお願いします。

### 6 提出先・問合せ先

世田谷区 子ども・若者部 保育認定・調整課 事業者指導担当

電 話 03-5432-2333、2355

FAX 03-5432-3018